

1 新型コロナウイルス感染症に係る「特別傷病手当金の支給」について

これまでの支給件数 33 件(令和4年 1 月 31 日現在)

内訳(第 1 種本人 5 件、第 1 種家族 2 件、第 2 種本人 26 件)

本組合の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染(陽性)した方、又は、咳、発熱等の自覚症状により感染が疑われる方が、療養のため労務に服することができず、事業主から給与の全部又は、一部の支払いを受けることができない被保険者、又は診療業務等に従事できない個人事業主である第 1 種組合員が対象となります。

支給条件として、労務に服することができない被保険者又は、診療業務等に従事できない日が 4 日間以上連続しており、4 日目以降の日が令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間(この期間は感染状況により随時延長されており、今後とも延長の可能性あり)。

年明けから問合せが非常に増えています。

郡市会内で組合員から相談等があった場合、まずは本組合事務局に電話でご連絡いただきますよう周知をお願いいたします(組合代表 TEL048-829-2325)。

なお、濃厚接触者となっても自覚症状(咳、発熱など)が無い期間、労務に服することができない日を有給休暇とした期間、PCR 検査で陰性と判定された後の期間(自覚症状が無い場合)については、支給対象外となります。

2 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度「国保保険料の減免」について

1月末の会員発送・埼玉歯報・HP等でご案内しましたとおり、埼玉県歯科医師国民健康保険組合に加入している組合員で、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、又は給与収入の減少額が一定の基準に該当した方等は、国民健康保険料が減免されます。

令和2年度にも実施し、「事業収入が前年(令和元年)よりも3割以上減少した世帯」から申請をいただき、70名の組合員(第1種66名・第2種4名)の保険料を減免いたしました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の令和3年1月～12月の事業収入、又は給与収入の額が、令和2年1月～12月の当該事業収入等の額より3割以上減少した世帯が減免の対象となります。

前回是一部の事業収入等を見込み額で比較しましたが、今回は実績額で比較します。また、コロナの影響が大きかったと言われている令和2年とコロナ慣れをしたと言われている令和3年の事業収入等を比較するため、事業収入等が3割以上減少している組合員は少ないと考えています。

申請の締め切りは2月28日とご案内していますが、「確定申告の書類が整わない」等といった事情もあると思います。申請をお考えの方については、特別傷病手当金と同じく、まずは本組合事務局に電話でご連絡いただきますよう周知をお願いいたします。

なお、以下のような、新型コロナウイルスの影響による収入額の減少ではない場合は、減免の対象とはなりません。

- (1) 診療所を廃院及び休業をしたので、収入が減少した。
- (2) 雇用形態(常勤から非常勤)が変わったので、収入が減少した。
- (3) 他の病気で入院や休職をしたので、収入が減少した。
- (4) 新型コロナウイルスの影響はないが、収入が減少した。

3 インフルエンザ予防接種に対する補助について

例年通りの補助が始まっています。

申請の締め切りは令和4年2月28日必着です。

毎年、締め切り間際の申請が多く、支給までに時間を要することとなりますので、早目の申請に御協力をお願いいたします。

4 健康診断、脳・人間ドックに対する補助について

申請の締め切りは令和4年3月31日必着です。

受診日の関係で締め切りまでに申請できない方は、事前に事務局まで連絡をいただければ締め切り後も受付が可能です。

何の連絡もなく締め切り後申請された場合、補助金が交付されない可能性がありますのでご注意ください。